ちゃんと、ついていますか?

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は「岡崎市火災予防条例」で設置する場所が決められています。

自動火災報知設備が設置されていない共同住宅(アパートやマンション)も

設置は義務付けされています。



その他、住宅の階数等により、別で設置が必要な場合があります。 詳しくは消防本部予防課にお問合わせください。

10年を目安に交換!!

●電池の寿命は 約 10 年です。機器本体の劣化で正常に作動しなくなるおそれがあるため、設置から 10 年を目安に本体丸ごと交換しましょう。

(早期覚知には、熱感知器ではなく煙感知器をオススメします。)



★住宅用火災警報器には、点検機能がついています。

正常な場合は・・・?



●火災警報音または正常をお知らせするメッセージが鳴ります。

(※音声はメーカーや製品により異なります。)

音が鳴らない場合は・・・?

●電池がきちんとセットされている確認してください。



●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

★定期的に作動点検をして、音が鳴るか確認しましょう。

★取替えるなら、「**連動型」**がオススメです



住宅火災による死者の 半数以上が逃げ遅れ で亡くなっています。

- ●連動型の住宅用火災警報器が火事を 感知すると、他の場所に設置されてい るものも連動して警報音を発しますの で、無人の場所で出火した場合の早期 覚知に効果的です。
- ●設置された場所の全てで警報音が鳴るため、ご近所の方や道路上の通行人等が火事に気付く機会が増え、早期通報につながります。

どこで購入?

●ホームセンター、家電量販店、ガス機器取扱店などで販売しております。

購入する前に

●「検定」マークが付いた警報器を 選びましょう。



お問合せ

岡崎市消防本部予防課 0564-21-9859

岡崎市消費者生活センターの564-23-6459

住宅用火災警報器相談室 0120-565-911



住警器の詳細は、

こちらのQRコード

参照してください。